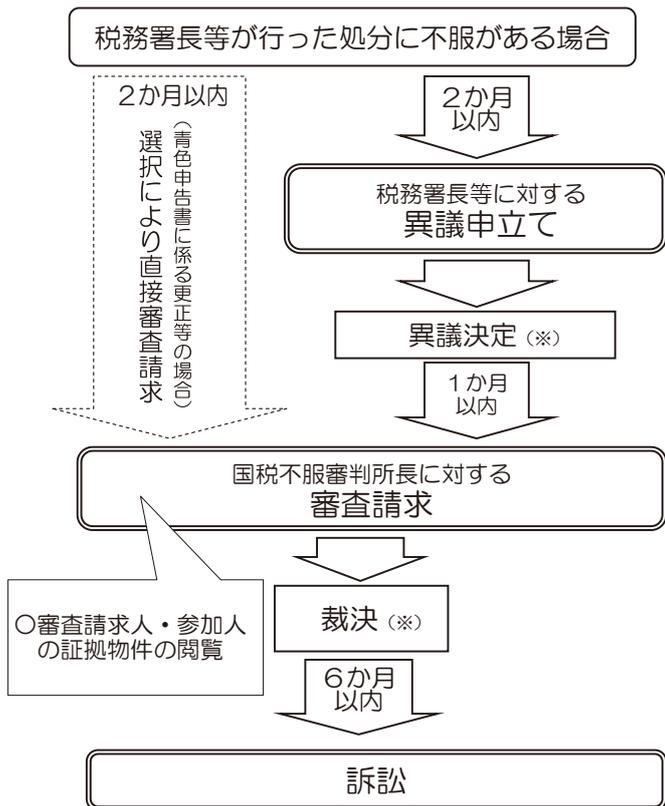


平成28年4月1日から 国税不服申立制度が改正されます

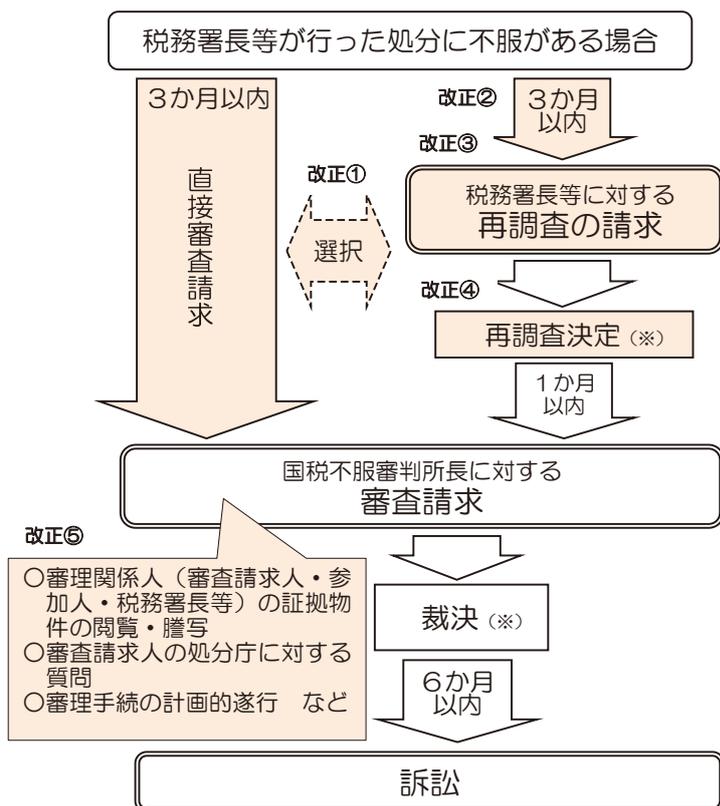
平成26年6月に、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から行政不服審査法の抜本的な見直しが行われるとともに、国税通則法の改正により、国税不服申立制度についても改正が行われました。改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されます。

国税不服申立制度の改正の概要

【 改正前 】



【 改正後 】



(※) 税務署長等から3か月を経過しても再調査の請求（改正前：異議申立て）に係る決定がない場合や国税不服審判所長から3か月を経過しても審査請求に係る裁決がない場合には、それぞれ決定又は裁決を経ないで、審査請求又は訴訟をすることができます。

👉 改正のポイントについては、裏面をご覧ください。

《再調査の請求(※)とは？》

税務署長等が行った処分に不服のある方が、国税不服審判所長に対する審査請求を行う前に、選択的に、当該処分を行った税務署長等に対して、その処分の取消しや変更を求めて不服を申し立てる制度です。

なお、改正前の「異議申立て」と基本的な仕組みは変わっておらず、名称が変更となったほか、行政不服審査法の改正に合わせ、決定の手続等の整備が行われています。

(※) 再調査の請求は、既に実地の調査が行われた期間について、新たに得られた情報に照らして非違があると認められるときに改めて行われる税務調査（新たに得られた情報に基づく再調査）とは異なり、簡易な手続により処分の見直しを行う事後救済手続です。

《審査請求とは？》

税務署長等が行った処分に不服のある方が、その処分の取消しや変更を求めて国税不服審判所長に対して不服を申し立てる制度です。

審査請求は再調査の請求を経ずに直接行うこともできますし、再調査の請求を行った場合であっても、再調査の請求についての決定後の処分になお不服がある場合にも行うことができます。

なお、国税庁長官が行った処分に不服がある場合は、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。



主な改正のポイント

改正① 《不服申立前置の見直し》

税務署長等が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求（改正前：異議申立て）」を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになりました。

【改正前】

税務署長等が行った処分については、原則として、税務署長等に対する「異議申立て」を経なければ、「審査請求」を行うことができませんでした。

改正② 《不服申立期間の延長》

不服申立てをできる期間が、原則として処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」（改正前：「2か月以内」）に延長されました。

改正③ 《「異議申立て」から「再調査の請求」への名称変更》

税務署長等に対する「異議申立て」が「再調査の請求」へ名称変更されました。

改正④ 《標準審理期間の設定》

不服申立てをした方の権利利益の迅速な救済を図る観点から、不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審理期間」といいます。）を定めるよう努めることとされました。

これを受けて、国税庁、国税局及び税務署では、標準審理期間を次のとおり定めています。

◆再調査の請求・・・3か月

◆審査請求（※）・・・1年

（※） 国税庁長官に対するもの

なお、標準審理期間内に処理することが困難であることが見込まれる事案については、個々の事情に応じて処理することとしています。

国税不服審判所長に対する審査請求における主な改正のポイント

改正⑤－1 《証拠書類等の閲覧・写しの交付》

審理関係人（審査請求人、参加人及び税務署長等）は、審理関係人が任意で提出した書類等のほか、国税不服審判所の担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等についても、閲覧及び写しの交付を請求することができることになりました（書類等の写しの交付の請求をする場合は、所定の手数料を納める必要があります。）。

【改正前】

審査請求人及び参加人は、税務署長等が任意に提出した書類等に限り、閲覧を請求することができましたが、書類等の写しの交付を請求することはできませんでした。

改正⑤－2 《口頭意見陳述における質問権の創設》

口頭意見陳述に際し、口頭意見陳述の申立てをした方は、処分を行った税務署長等に質問をすることができる旨の規定が創設されました。

改正⑤－3 《審理手続の計画的遂行》

担当審判官は、審理手続を迅速かつ公正に行うため、審理関係人を招集して、口頭意見陳述や証拠書類等の提出要求などの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができることになりました。

○ 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

→ [国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)

www.nta.go.jp

国税庁

検索



○ ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。